

当社の労働者派遣事業について

(派 07-050001)

令和8年6月1日現在

労働者派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

事業所 株式会社トライアンフ 本社
住 所 福島県須賀川市西山寺町293

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①－②) ÷ ① × 100
255 人	24	16,196 円	9,081 円	43.9 %

※賃金には、給与・手当・賞与等を含みます。

※マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

①キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先(担当者名: 水野拓馬 TEL0248-72-3301)

②キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者を対象に以下の教育を実施します。

訓練種別	対象となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額	賃金支給
品質マナー教育	雇入時	OFF-JT	無	有給
作業工程研修	派遣中	OJT	無	有給
製造知識・工具取り扱い	派遣中	OJT	無	有給

3. 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇・育児休業制度・介護休業制度・特別休暇
- 通勤交通費支給
- 資格取得支援
- 派遣前訓練費用
- 派遣先での慰労会費(派遣元負担分)

4. 労使協定締結の有無

- 労使協定を締結している

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲

保存食品・冷凍加工食品製造工、電子機器部品組立工等に従事する者等

労使協定の有効期間の終期 (令和9年3月31日)